

川崎市病院局特定行為研修受講要綱

30川病総庶第1310号

平成30年11月5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）別表第4の病院企業職給料表（4）の適用を受ける助産師及び看護師（以下「看護職員」という。）に係る特定行為研修（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。以下同じ。）への受講に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講者選考)

第2条 病院局長は、次に掲げる方法により、特定行為研修を受講する職員（以下「受講者」という。）を決定するための選考（以下「受講者選考」という。）を実施する。

(1) 小論文

(2) 面接

(受講者選考の申込資格)

第3条 受講者選考の申込みができる者は、看護職員であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 受講申請を行おうとする特定行為研修に係る受講資格を有している者

(2) 当該受講者選考の実施年度の4月1日現在において、看護職員として本市で業務に従事した期間が5年以上である者

(3) 勤務成績が良好である者

(4) 特定行為研修修了証（以下「修了証」という。）の交付後、引き続き本市に5年間以上看護職員として在職する意志がある者
（申込書等の提出）

第4条 受講者選考を受けようとする看護職員は、別に指定する期日までに、「病院局特定行為研修受講者選考申込書」（別記様式）を病院長を経由して病院局長に提出するものとする。

（受講者の決定）

第5条 病院局長は、受講者選考の結果に基づき、受講者を決定する。

2 受講者の人数は、川崎市病院局認定看護師教育機関派遣要綱（平成20年6月10日20川病総庶第305号）に基づく認定看護師教育機関への派遣職員の数と合わせて、原則として一の年度において4人以内とする。

（受講者の服務）

第6条 研修受講期間のうち、職場を離れて研修を受講する場合の受講者の服務の取扱いは出張とする。

（勤務地変更）

第7条 必要に応じて受講者の勤務地を特定行為研修の指定研修機関又は協力施設（以下「指定研修機関等」という。）の所在地とすることが出来るものとする。

（報告書等の提出）

第8条 受講者は、次の各号に掲げる報告書等をそれぞれ当該各号に定める時期に病院長に提出しなければならない。

(1) 研修報告書 受講の終了の日から1箇月以内

(2) 修了証の写し 受講の終了の日から1箇月以内

（受講資格の喪失）

第9条 受講者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第5条の規定による受講者の資格を失うものとする。

- (1) 特定行為研修に係る受講審査に合格しなかった場合
- (2) 市職員としての身分を失った場合
- (3) 心身の故障のため研修の実施又は継続が困難となった場合
- (4) 受講者としてふさわしくない非違行為があった場合
(経費の負担)

第10条 特定行為研修に係る経費のうち、次に掲げるものについては、市が負担する。

- (1) 入講料
- (2) 受講料
(経費の返還)

第11条 受講者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条各号に掲げる経費を市に返還しなければならない。ただし、病院事業管理者（以下「管理者」という。）がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第9条の規定により受講者の資格を失ったとき。
- (2) 修了証の交付から看護職員として5年間勤務しないとき。
- (3) 特定行為研修を修了しなかったとき。

2 前項の規定による経費の返還は、原則として一括返還とする。ただし、やむを得ない事由があると管理者が認める場合は、受講者からの申請に基づき、分割による返還を行うことができるものとする。
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

制定理由

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修の受講にあたり必要な事項を定めるため、この要綱を制定するものである。